

第4期 室戸市国民健康保険  
特定健康診査等実施計画

対象期間：令和6年度～令和11年度

令和6年3月

室 戸 市

## 目次

1	計画の趣旨	・・・ 1
2	計画の期間	・・・ 1
3	他の計画との関係	・・・ 1
4	現状の分析	
1	室戸市の概要	
(1)	人口構成(令和4年度)	・・・ 2
(2)	室戸市の特徴	・・・ 2
2	室戸市の保健医療福祉の社会指標	
(1)	国保費用額等	・・・ 2
(2)	医療資源	・・・ 4
(3)	平均寿命	・・・ 4
3	特定健康診査等結果	・・・ 5
4	健康課題	・・・ 7
5	達成目標	・・・ 8
6	特定健診対象者数の推計	
(1)	令和6～11年度年齢階層別人口及び男女別推計	
	国民健康保険加入被保険者数	・・・ 8
(2)	特定健診受診者数の見込み(40～74歳)	・・・ 9
7	特定保健指導実施者数の推計	・・・ 9
8	特定健診・特定保健指導の実施方法	
(1)	実施形態	・・・ 10
(2)	実施場所	・・・ 10
(3)	実施時期	・・・ 10
(4)	実施項目	・・・ 10
(5)	受診方法(受診券の様式等)	・・・ 11
(6)	委託の有無、契約形態	・・・ 11
(7)	委託基準	・・・ 11
(8)	結果通知、保存方法	・・・ 11
(9)	周知、案内の方法	・・・ 12
(10)	特定保健指導の対象者の重点化の方法	・・・ 12
(11)	特定健診・特定保健指導 年間スケジュール	・・・ 13
(12)	その他	・・・ 13
9	個人情報保護に関する事項	・・・ 14
10	計画の評価及び見直し	・・・ 14
11	計画等の公表・周知	・・・ 14
12	その他	・・・ 14
	(資料) 関係機関一覧	・・・ 15

## 1 計画の趣旨

特定健康診査等実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法」という。）第19条において当計画を定めるものとされており、計画を作成する趣旨は、保険者規模、加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を考慮し、特定健診・特定保健指導を実施していくために最低限定めておくべき事項を、明瞭・簡潔に整理することが重要である。

生活習慣病予防を総合的に推進していくため、法において医療保険者には、被保険者と被扶養者に対し新たに特定健康診査及び特定保健指導を実施することが義務づけられ、本市においても第3期特定健康診査等実施計画に基づき特定健康診査等を実施してきた。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を要する者を的確に抽出するために行うものであり、特定保健指導は、内臓脂肪型肥満の要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、受診者が自らの生活習慣における課題を意識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防するために行うものである。

本計画は、以上の趣旨を踏まえ、室戸市で実施する特定健康診査及び特定保健指導を効果的かつ効率的に実施するため、当該事業の実施に係る基本的な事項並びにその成果目標に関する事項等について定めるものである。

## 2 計画の期間

この計画は、医療費適正化計画が6年一期に見直されたことを踏まえ、第3期からは6年を一期として策定する。なお、第4期計画は令和6年度から令和11年度までとする。

## 3 他の計画との関係

この計画は、高知県健康増進計画及び高知県医療費適正化計画、室戸市健康増進計画、室戸市国民健康保険データヘルス計画と十分な整合性を図るものとする。

## 4 現状の分析

### 1. 室戸市の概要

#### (1) 人口構成（令和4年度）

人口	11,691人
高齢化率	51.7%
国保被保険者数	3,620人
国保加入率	31.0%
国保被保険者平均年齢	56.7歳
出生率	3.4%
死亡率	20.9%

（国保データベース（KDB）システム「健康・医療・介護データから見る地域の健康課題」より）

#### (2) 室戸市の特徴

- ・市民性：南国の亜熱帯性で温暖な気候に恵まれ、物事にこだわらないさっぱりした性質である。
- ・生活スタイル：市内での働く場が少ないことから、転出者が多く人口減が続いている。第1次産業の割合が他市と比較して高く、農林漁業者が多い。
- ・食生活：魚介類が豊富で昔からの食文化も影響して、漁村集落では概して煮付けの味付け等は濃厚であり、山間集落における野菜、山菜料理の煮物等も同様である。また、遠洋漁業の町として宴会が盛んに行われたことから、飲酒の機会が多い土地柄である。
- ・日常活動他：自動車、電車がいない交通事情であることから、車・バイク等が交通手段であり、地理的、距離的關係から徒歩通勤もなく、近くても車が主な移動手段になるなど、日常的な運動不足となっている。市内に大型量販店がないため、安芸、高知方面に若壮年層が買い物に出かけることが多い。

### 2. 室戸市の保健医療福祉の社会指標

#### (1) 国保費用額等

団塊の世代が退職し、生産年齢から高齢者に移行して、被保険者の高齢化がさらに加速することにより、令和2年～4年度の3年間で被保険者が11.8%減少しているにもかかわらず、1人当たり医療費は約1.08倍に伸びている。

今後も高齢者人口が伸びることから、国保医療費と後期高齢者医療費、介護保険給付費の増加は、保険者である室戸市にとって財政上大きな課題である。

○令和3年度 1人あたり医療費

高知県	446,785円	
室戸市	531,501円	(高知県内4位)
大豊町	614,576円	( 〃 1位)
馬路村	337,928円	( 〃 34位)

「国民健康保険 基本データ(数値資料)」より

※県内の保険者で、1人あたり医療費が最も少ない馬路村とは193,573円の差、県平均とは84,716円の差がある。

このことから当市の医療費は他市町村と比べて明らかに高いことがわかる。

年度別 主たる死因の状況

疾病項目	室戸市						県		
	人数(人)			割合(%)			割合		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
がん	72	66	70	44.7	46.2	51.9	45.8	46.8	46.8
心臓病	47	38	37	29.2	26.6	27.4	30.8	30.1	30.7
脳疾患	20	28	18	12.4	19.6	13.3	14.8	15.0	14.0
糖尿病	6	3	3	3.7	2.1	2.2	2.1	1.7	1.7
腎不全	12	7	6	7.5	4.9	4.4	4.2	4.3	4.7
自殺	4	1	1	2.5	0.7	0.7	2.3	2.2	2.2
合計	161	143	135						

KDB「地域の全体像の把握」より

当市の傾向として、がんの割合が高く、次いで生活習慣病を起因とする心臓病、脳血管疾患による死亡も高いため、日頃からの生活習慣の見直しが必要である。

令和4年度入院件数と入院外件数との対比

	入院	入院外
室戸市	4.6%	95.4%
高知県	3.7%	96.3%
全国	2.6%	97.4%

「地域の全体像の把握」より

室戸市は入院件数の割合が高いことから外来より入院する傾向が強い。これは室戸市内には総合病院がないことや、県中央部への病院への通院が困難であれば入院となることが室戸市の医療費を上げていると考えられる。また、健診の結果、異常値の放置や医療機関への受診の遅れにより、生活習慣病の重症化を招いていることが推察される。

## (2) 医療資源

医療資源としては、精神科病院1、一般病院1、診療所6である。

令和4年度に市直営の室戸市立室戸診療所を開設し、医師確保や診療拡大に努めている。

## (3) 平均寿命

	男		女	
	平成29年度 (2017年)	令和4年度 (2022年)	平成29年度 (2017年)	令和4年度 (2022年)
室戸市	77.4	79.4	85.5	85.6
高知県	78.9	80.3	86.5	87.0
全国	79.6	80.8	86.4	87.0

R4室戸市・・・KDB「地域の全体像把握」より

室戸市の平均寿命は6年前と比較して伸びているものの、他市町村と比べても短く、男性に関しては常に全国でも下位に位置しており、若年層から健康に対する意識付けと、生活習慣の改善が早急の課題であり、そのためにも特定健診の受診は必須である。

### 3. 特定健康診査等結果

特定健診受診率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	3,131人	2,972人	2,725人
受診者数	1,168人	1,066人	986人
受診率(室戸市)	37.3%	35.9%	36.2%
受診率(県)	35.0%	35.3%	36.3%
同規模	35.7%	39.0%	40.6%
受診率(国)	33.5%	35.6%	37.1%

KDB「地域の全体像把握」より

特定保健指導実施率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	196人	193人	169人
受診者数	47人	53人	47人
受診率(室戸市)	24.0%	27.5%	27.8%
受診率(県)	26.0%	21.0%	25.7%
同規模	41.8%	28.4%	29.5%
受診率(国)	23.8%	15.8%	17.0%

KDB「地域の全体像把握」より

令和4年度 地区別 年代別 特定健診受診率

	佐喜浜		室戸岬		室戸	
	男	女	男	女	男	女
40～44歳	0.0%	14.3%	38.9%	38.5%	21.1%	22.2%
45～49歳	0.0%	0.0%	30.4%	13.3%	3.4%	20.0%
50～54歳	36.4%	37.5%	33.3%	45.0%	23.7%	26.1%
55～59歳	20.0%	0.0%	16.7%	28.6%	21.4%	26.5%
60～64歳	15.4%	23.1%	34.5%	36.8%	45.0%	47.5%
65～69歳	38.7%	32.5%	37.8%	39.5%	39.5%	57.6%
70～74歳	30.4%	41.5%	39.8%	39.3%	41.6%	52.5%

	元		吉良川		羽根	
	男	女	男	女	男	女
40～44歳	14.3%	40.0%	18.8%	12.5%	42.9%	20.0%
45～49歳	0.0%	0.0%	7.1%	40.0%	10.0%	16.7%
50～54歳	14.3%	15.4%	23.8%	20.0%	18.2%	20.0%
55～59歳	13.3%	11.1%	35.7%	23.1%	13.6%	25.0%
60～64歳	44.4%	46.7%	33.3%	32.3%	31.8%	33.3%
65～69歳	28.6%	25.0%	50.0%	48.3%	42.9%	56.7%
70～74歳	31.9%	50.0%	40.3%	47.8%	27.6%	41.5%

KDB厚生労働省様式(様式5-4)健診受診状況より

●特定健康診査結果からみえてきた受診率向上のための課題

受診率は平成26年度をピークに減少傾向にあり、県が定める目標値60%には未踏である。特に、若年層において受診率が非常に低く、20%前後の受診率である。

地区別でみると羽根地区の受診率が低い。

そのため、羽根地区、そして40歳～59歳の若年層をターゲットに重点的な受診勧奨が必要である。

今後においては、各地区のイベント開催時等にあわせた啓発、業者委託による電話での受診勧奨、ナッジ理論を活用した広報活動等を行っていく。

県下の受診率の高い市町村では、健康応援団による声かけが最も効果的とのことから、電話、訪問等による受診勧奨を行い、地域ぐるみで健診への意識を高めていく必要がある。また、未受診者のうち、医療機関へ通院している割合が高いため、医療機関と連携を図りながら個別検診の受診勧奨にも努めていく。



## 4. 健康課題

第2期データヘルス計画の評価結果等によると、中長期目標では糖尿病性腎症の患者数増減率が悪化。中分類による疾病別医療費統計の医療費上位疾病においても、1位は「腎不全」3位が「糖尿病」である。人工透析に繋がる疾病のため、将来の医療費適正化のためにも糖尿病の重症化予防が必要である。

主要死因別標準化比（SMR）を経年で見ると、虚血性心疾患、脳血管疾患は減少傾向にあるが、国、県と比較すると未だに高い状況である。また、男性の平均寿命や平均自立期間は、国、県と比較すると短い状況であり、更に短期目標であるメタボリックシンドローム該当者の割合も男性が多い。

室戸市では、第2号被保険者の介護度が高いことや、標準化医療費の国との差では外来件数よりも入院件数が多いことから、異常値の放置や医療の中断によって生活習慣病の重症化を招き、介護度や入院件数を引き上げていると推察される。

保健事業の実施状況では、健診結果説明会、医師による健康相談会、特定保健指導等は、ハイリスク者の生活習慣改善の動機づけとなっている。しかし、参加者数は減少傾向にあるため、重症化を防ぐためには、保健指導率の向上が課題である。

また、健康運動教室では、運動習慣の必要性の理解にはつながっているものの、参加者の内、メタボリックシンドローム該当者の割合は半数以下のため、メタボ該当者こそ多く参加できるよう、広報活動が必要と考える。

特定健診の受診率向上等による生活習慣病の早期発見と併せて、受診放置者に対する早期治療、継続受診のための取り組みを強化する必要がある。

併せて、データヘルス計画にて評価した結果は、市民へ周知を図ると共に、市民全体、特に男性への生活習慣病の発症予防のための健康教育が必要と考える。

他、ジェネリック医薬品における数量ベース普及率は60%を超えているが、国が定める目標値80%には未踏のため引き続き差額通知発送等の対策を行っていく。

重複投与者、多剤投与者に該当する者は125人（※）存在し、引き続き適切な受診行動を促す必要がある。

（※第3期 データヘルス計画より）

## 5 達成目標

今後の特定健診においては、男性の受診率の向上を図るとともに、受診者のうち4割～5割がメタボリックシンドローム該当者である、40～59歳をターゲットにすることにより目標達成度の継続性も併せて確保することとする。また、受診率の低い羽根地区を重点的に受診勧奨を行うことで、受診率向上を目指す。

令和6～11年度の6カ年の国保被保険者への特定健診・特定保健指導の達成目標については、次のとおりとした。

目標値

(%)

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健診受診率	60	60	60	60	60	60
特定保健指導実施率	60	60	60	60	60	60

## 6 特定健診対象者数の推計

(1) 令和6～11年度年齢階層別人口及び男女別推計国民健康保険加入被保険者数  
人口推計からの算定による (単位：人)

年齢	特定健診 受診対象者数											
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40～44	91	54	87	52	84	50	80	48	77	46	74	44
45～49	116	81	111	78	107	74	102	71	98	68	94	66
50～54	145	101	139	97	133	93	128	89	123	85	118	82
55～59	161	107	154	103	148	98	142	94	136	90	131	87
60～64	170	170	163	163	156	156	150	150	144	144	138	138
65～69	288	348	259	313	233	282	210	254	189	228	170	205
70～74	521	611	469	550	422	495	380	445	342	401	307	361
小計	1,492	1,472	1,383	1,355	1,283	1,248	1,192	1,151	1,108	1,063	1,031	982
合計	2,964		2,738		2,531		2,343		2,171		2,013	

室戸市総合振興計画より 年平均増減率(コーホート法)  
年齢別被保数は保険証発行時の人数算定による

(2) 特定健診受診者数の見込み (40～74歳)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
40～74歳被保険者(人) (対象全体の推計) a)	2,964	2,738	2,531	2,343	2,171	2,013
目標健診受診率 b)	60%	60%	60%	60%	60%	60%
想定実施者数(人) a)×b)=c)	1,778	1,643	1,519	1,406	1,303	1,208
事業主健診等の受診が見込まれる者(人) d)	0	0	0	0	0	0
予定実施者数(人) c)-d)=e)	1,778	1,643	1,519	1,406	1,303	1,208

## 7 特定保健指導実施者数の推計

特定健診指導実施者数の見込み (40～74歳)

		R6		R7		R8		R9		R10		R11	
特定健診想定 実施者数	40～64歳	男	410	男	393	男	377	男	361	男	346	男	332
		女	308	女	295	女	283	女	271	女	260	女	250
	65～74歳	男	485	男	437	男	393	男	354	男	318	男	286
		女	575	女	518	女	466	女	419	女	377	女	340
	計		1,778		1,643		1,519		1,406		1,302		1,208
目標健診受診率 b)		60%		60%		60%		60%		60%		60%	
動機付け支援 実施者数	40～64歳	男	61	男	90	男	57	男	54	男	52	男	50
		女	70	女	67	女	65	女	62	女	59	女	57
	65～74歳	男	108	男	97	男	87	男	79	男	71	男	64
		女	104	女	93	女	84	女	75	女	68	女	61
	計		343		347		292		270		250		231
積極的支援 実施者数	40～64歳	男	84	男	80	男	77	男	74	男	71	男	68
		女	93	女	84	女	75	女	68	女	61	女	55
	計		177		164		152		142		132		123

※保健指導実施率は令和4年度実績より 動機付け支援が40～64歳 男 25% 女 38%  
 " 65～74歳 男 37% 女 30%  
 積極的支援が40～64歳 男 34% 女 27%  
 (上記保健指導実施率は特定健診等データ管理システムによる)

## 8 特定健診・特定保健指導の実施方法

### (1) 実施形態

- ・ 特定健診は、集団方式及び医療機関による個別方式の併用とし、健診料については、集団健診・個別健診ともに無料とする。
- ・ 集団方式による特定健診では、土曜日に保健福祉センター等での実施及びがん検診とのセット健診を実施することにより、受診率向上を図る。
- ・ 40～74歳までの150人程度を対象に、国保部門の市民課で医療機関に委託して実施している脳ドックは、特定健診と併せて実施するものとする。
- ・ 特定保健指導については、国保部門の市民課より執行委任を受けた衛生部門である保健介護課が実施するとともに、特定保健指導業務実施機関への委託により実施する。
- ・ 送迎車の配備等を行い、受診の利便性を向上させ、受診率の上昇を図る。

### (2) 実施場所

集団方式での特定健診及び特定保健指導は、基本的に以下の場所で行う。

地区名	実施場所	
	特定健診	特定保健指導
佐喜浜	佐喜浜生活改善センター	
室戸岬	室戸岬公民館	
	保健福祉センターやすらぎ	三津集会所
室戸、元	保健福祉センターやすらぎ	元脇地集会所
		保健福祉センターやすらぎ
吉良川	吉良川公民館	
羽根	羽根公民館	

### (3) 実施時期

集団方式は6月から1月まで、個別方式は4月から3月までの期間とする。特定保健指導は特定健診後1ヶ月以降より1クール6ヶ月で実施する。

### (4) 実施項目

実施項目は、「高知県特定健康診査マニュアル」の規定による。

#### (必須項目)

- 問診表・・・服薬歴、既往歴、自覚症状 等
- 身体計測・・・身長、体重、BMI、腹囲
- 理学的検査・・・身体診察
- 血圧測定
- 血液検査
  - ・ 脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
  - ・ 血糖検査(HbA1c)
  - ・ 肝機能検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)

- 検尿・・・尿糖、尿蛋白  
(追加項目)
- 腎機能検査(血清クレアチニン、eGFR値)
- 尿酸検査  
(詳細な健診項目)・・・一定基準の下で医師が必要と認めた場合
- 心電図検査
- 眼底検査
- 貧血検査・・・ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数

#### (5) 受診方法(受診券の様式等)

受診者は、あらかじめ送付する受診希望調査票により、健診の方式等を登録のうえ、特定健診を受けるものとする。受診の際には、受診券を持参して、被保険者証とともに受付に提示し特定健診を受けるものとする。また、受診券の印刷は高知県国保連合会に委託する受診券以外は同連合会の特定健診等データ管理システムで発券し、本人の希望する受診時期に合わせて発送し、特定健診案内等・問診票を同封するものとする。特定保健指導の利用券については印刷せず、対象者に文書通知を行うものとする。

#### (6) 委託の有無、契約形態

集団健診は、その内容が極めて専門的技術を要するため、専門機関への委託を必要とするが、高知県内市町村の委託を受けて集団健診業務を行っているのは、(公財)高知県総合保健協会のみであるため、特定健診における集団健診においては、同協会と市町村の委任を受けた代表保険者が集合契約を締結するものとする。

また、個別健診においては、高知県医師会と市町村の委任を受けた代表保険者が集合契約を締結するものとする。

特定保健指導においては、一部を特定保健指導業務実施機関と市町村の委任を受けた代表保険者による集合契約を締結するものとする。

#### (7) 委託基準

委託に係る基準は、「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」第1編第1章の考え方に基づくものとする。

#### (8) 結果通知・保存方法

集団健診においては、特定健診結果通知は高知県総合保健協会が保健介護課に行い、特定保健指導結果は対象者に保健介護課等が行う。これらのデータ及び高知県国保連合会が運用する特定健診等データ管理システムで作成した端末機器の電子データ等で、室戸市で保管する記録については、その保管期間は最低5年間とする。但し、他の医療保険者に異動するなどして、室戸市国保の資格を喪失した者については、異動年度の翌年度末までを最低保管期間とする。

## (9) 周知、案内の方法

ホームページには、年間特定健診(集団)実施予定表を掲載、市広報には特定健診(集団)実施月に当該月の実施予定表を掲載する。

また、実施日前日・当日には実施地区でのマイク車による広報、防災無線等により周知を図るものとする。

高知県国保連合会の特定健診等データ管理システムにより作成された受診券・健診案内・問診票等は保健介護課から国保被保険者に世帯別に送付するものとする。

## (10) 特定保健指導の対象者の重点化の方法

内臓脂肪の蓄積により、脳血管疾患等のリスク要因(高血圧・高血糖・脂質異常等)が多く保健指導が必要な対象者で、内臓脂肪蓄積の程度やリスク要因の数によって優先順位を決める。

◎下記条件に該当する対象者のうち、標準的な質問票で生活習慣改善に取り組む意志のあるものから、優先的に対象者とする。

- 年齢が比較的若く予防効果が大きく期待できる40歳代の対象者
- 健診結果の保健指導レベルが情報提供レベルから動機付け支援レベル、動機付け支援レベルから積極的支援レベルに移行するなど、健診結果が前年度と比較して悪化したため、より緻密な支援が必要となった対象者
- 質問項目の回答により生活習慣改善の必要性が高い対象者
- 前年度、積極的支援だったにもかかわらず、保健指導を受けなかった対象者

### [備考]

- ・前期高齢者については、積極的支援の対象となった場合でも動機付け支援とする。
- ・血圧降下剤等を服用中の者については、医療保険者による特定保健指導の対象としない。
- ・特定保健指導とは別に、生活習慣病の有病者・予備群を減少させるために必要と判断した場合は、主治医の了解のもとに保健指導を行う。

### (11) 特定健診・特定保健指導 年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集団健診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健診案内作業 →</li> <li>・集団健診実施開始 →</li> <li>・健診結果処理 →</li> <li>・健診結果説明会 →</li> </ul>											
特定保健指導 (集団健診)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導半年後評価 →</li> <li>・費用支払 →</li> <li>・特定保健指導開始 →</li> <li>・特定保健指導半年後評価 →</li> <li>・集団健診次年度日程調整 →</li> </ul>											
個別健診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問診表・受診券の準備 →</li> <li>・個別案内通知作業 →</li> <li>・個別健診開始 →</li> <li>・問診表・受診券の再発行(随時) →</li> <li>・個別健診結果処理 →</li> </ul>											
特定保健指導 (個別健診)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診結果説明会(随時実施) →</li> <li>・特定保健指導開始 →</li> <li>・特定保健指導半年後評価 →</li> <li>・費用支払 →</li> </ul>											
受診促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診日程広報開始 →</li> <li>・健診事前説明会 →</li> <li>・健康応援団への協力依頼 →</li> <li>・健康応援団の個別勸奨開始 →</li> <li>・受診勸奨のための広報、ポスターの掲示 →</li> <li>・未受診者への受診勸奨はがき送付</li> </ul>											
共通管理	実績報告						法定報告			集合契約手続		

### (12) その他

その他特定健診・特定保健指導の実施に係る詳細な実施手順については、別に定める。

## 9 個人情報保護に関する事項

特定健診・特定保健指導の記録の取り扱いにあたっては、個人情報保護法に基づくガイドライン、及び高知県国保連合会の「ネットワーク利用規程」にのっとり、市民課、保健介護課において厳重に保管、管理するものとし、データ管理責任者は両課の課長とする。また、健診・保健指導業務を外部委託する場合は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の遵守状況を管理していくものとする。

## 10 計画の評価及び見直し

当計画については、「室戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に計画事業の進捗状況を適宜報告し、必要な審議を行うことなどにより、保険者の健康課題に沿った計画の妥当性を評価する。

その際必要があれば、状況に応じて計画の見直しを行うものとする。

## 11 計画等の公表・周知

この計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく市ホームページ等において公表するものとする。また、特定健診・特定保健指導に係る制度の概要、スケジュール等については、随時市広報、ホームページ等に掲載するものとする。

## 12 その他

- ・特定健康診査及び特定保健指導に従事する保健師・管理栄養士については、当該事業の実践力養成のための研修に積極的に参加するものとする。
- ・国保で実施する特定健診・特定保健指導、衛生部門が後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施する75歳以上の健診、衛生部門で実施する健康増進法に基づく肺がん・胃がん・大腸がん・マンモグラフィ・子宮がんの各種がん検診、健康手帳の交付、訪問指導、健康教育、健康相談及び被保護者に対する健診等については、保健介護課で一体的に実施する。
- ・特定健診と肝炎ウィルス検査及び前立腺がん検診は同時実施とし、他の医療保険の市内在住被扶養者についての特定健診については、相乗り健診により（公財）高知県総合保健協会に対応する。
- ・年度途中の転入者で40～50歳代の健診未受診者についても受診勧奨を行うものとする。
- ・若年層（30歳～39歳）の健康診査及び保健指導については集団健診時に実施する。



(資料)

関係機関一覧

(1) 医療機関

① 医師会

医療機関名	住所	電話番号
室戸メディカルクリニック	室戸市 佐喜浜町1641-1	0885-33-1133
むろとびあ医院	〃 浮津60-1	23-3993
室戸中央病院	〃 室津2273	23-3311
高知高須病院室戸クリニック	〃 室津1	24-2511
松本医院	〃 吉良川町甲2263	25-3455
やまもと病院	〃 羽根町乙1392	26-1810
室戸市立室戸岬診療所	〃 室戸岬町5368-3	23-3610
室戸市立室戸診療所	〃 領家85番地	22-6608

② 歯科医師会

医療機関名	住所	電話番号
岩崎歯科医院	室戸市 室戸岬町6810-113	23-1052
有光歯科医院	〃 浮津470	23-1200
浮津松本歯科クリニック	〃 浮津二番町124	23-1338
村戸歯科診療所	〃 吉良川町甲2789	25-2101
松本歯科診療所	〃 吉良川町甲2826	25-2055
山下歯科医院	〃 羽根町乙1271-1	26-1100

(2) (公益財団法人) 高知県総合保健協会

住 所：高知市棧橋通6丁目7番43号

電話番号：(088) 833-4649